

仙北市定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市への移住者を、定住に結びつけるため、これに寄与する者に対して、予算の範囲内で定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外在住者 過去に5年以上継続して仙北市以外に在住していた者
- (2) 定住 5年以上継続して仙北市に住み続けることを目的として住民登録していること。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅を含む。）をいう。

(支給の要件及び交付額)

第3条 奨励金は、市外在住者が住宅を新規に取得し定住した者で、市税及び市納付金を滞納していない場合に交付する。

- 2 奨励金は、住宅や宅地（借地の場合は住宅のみ）に対して固定資産税が課税される初年度から3年度交付し、その交付額は、当該年度に納めた住宅や宅地の固定資産税額とする。ただし、併用住宅を取得した場合における奨励金の交付額は、住宅及び宅地のうち居住部分に相当する固定資産税額とし、固定資産税の算定において用いた居住部分の面積の割合により按分し算定した額とする。
- 3 宅地のみを取得した場合は、この奨励金の対象としない。ただし、宅地取得以降に、その宅地に住宅を取得した場合は、住宅に対して固定資産税が課税される初年度から3年度、住宅及び宅地の固定資産税額を交付する。
- 4 住宅を取得した時期よりも、宅地を取得した時期が遅い場合、住宅分の奨励金の最終交付年度を、宅地分の奨励金の最終交付年度とする。
- 5 申請日において住民登録後5年を経過している者は、定住しているとみなすため、この奨励金の対象としない。
- 6 夫婦又は親子間による住宅の売買、譲渡等により取得した住宅については、この奨励金の対象としない。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。これにより、第3条第1項に定める要件の調査（以下「調査」という。）に同意したものとみなす。

- (1) 申請する住宅や宅地の所有権が確認できる書類
- (2) 戸籍の附票（住宅や宅地の所有者が複数いる場合は、全員の分）
- (3) 世帯全員の住民票（世帯主と続柄を省略しないもの）
- (4) 確約書（様式第4号）
- (5) 市税の滞納が無いことを証明する書類

- (6) 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
- (7) 当該申請に係る固定資産税の完納が分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請内容の審査等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請内容を審査するとともに、当該申請者の市納付金の納付状況等について調査するものとする。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の審査等の結果、奨励金を交付することが適當と認められるときは、定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 交付決定を受けた申請者は、定住促進奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 市長は奨励金の交付請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消す、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 市長が特に適当でないと認めたとき。

(報告)

第10条 交付決定を受けた申請者は、定住していることを示すため、奨励金の最終交付年度における交付日から2年間、1年を経過するごとに、現状報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月15日告示第47号）

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第53号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月23日告示第59号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日告示第 105 号）

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日告示第 16 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 15 日告示第 120 号）

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 12 日告示第 181 号）

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日告示第 56-6 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 15 日告示第 83 号）

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 16 日告示第 123 号）

この要綱は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日告示第 25 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 10 条関係）